

〔資料〕

施設見学記録(18) 有明高原寮

七六 (二八七)

永 田 憲 史

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 浪速少年院 (五五卷六号)   | 姫路少年刑務所 (五九卷五号) |
| 宇治少年院 (五六卷一号)   | 交野女子学院 (五九卷六号)  |
| 京都医療少年院 (五六卷四号) | 京都少年鑑別所 (六〇卷一号) |
| 三重刑務所 (五七卷一号)   | 弘済のぞみ園 (六〇卷三号)  |
| 宮川医療少年院 (五七卷四号) | 加古川刑務所 (六〇卷四号)  |
| 神戸刑務所 (五七卷五号)   | 奈良少年院 (六〇卷五号)   |
| 岩国刑務所 (五七卷六号)   | 大阪刑務所 (六一卷一号)   |
| 京都刑務所 (五八卷二号)   | 丸亀少女の家 (六一卷二号)  |
| 阿武山学園 (五八卷四号)   | 有明高原寮 (本号)      |

今回は、有明高原寮の様子を紹介する。有明高原寮は、男子少年院の一つであり、開放処遇が実施されている施設として有名である。

有明高原寮の見学は、平成三二年(二〇二〇年)七月に、当職のみで行なった。

## 一、はじめに

有明高原寮は、長野県安曇野市郊外の有明山に近い場所にある。安曇野の観光地内に位置しており、北アルプス山麓の豊かな自然の中にある。

有明高原寮は、昭和二二年（一九四六年）に司法保護団体の松本少年学院が当時廃業していた温泉施設を買収し、少年保護施設として運営し始めたのが淵源である。昭和二三年（一九四七年）より三年に亘って放送されたNHKラジオドラマ「鐘の鳴る丘」（菊田一夫制作）のモデルとなり、有名となった。昭和二四年（一九四九年）には法務省が同施設を買収し、少年院「有明高原寮」として国に移管され、開庁した。当初は長期処遇課程を開設していたが、昭和五〇年（一九七五年）に短期処遇課程の施設となり、平成三年（一九九一年）に特修短期処遇が併設された。

施設の老朽化に伴い、昭和五五年（一九八〇年）に庁舎が改築された。開庁当時の庁舎は穂高町（現・安曇野市）が譲り受けて数メートル離れた場所に移築し、研修施設「鐘の鳴る丘集会所」として利用されている。庁舎の改築に合わせて、家庭寮が新設された。また、寮舎については、平成三年（一九九一年）に改築工事を着工し、平成一一年（一九九九年）に完工した。

種別は、初等少年院（心身に著しい故障のない、おおむね一二歳以上おおむね一六歳未満の者が対象。少年院法二条二号参照）、中等少年院（心身に著しい故障のない、おおむね一六歳以上二〇歳未満の者が対象。少年院法二条三号参照）の指定を受けている。

処遇課程は、一般短期処遇の短期生活訓練課程（SG）、特修短期処遇（O）の指定を受けている。有明高原寮は、平成一九年（二〇〇七年）に東日本の特修短期処遇の集約施設となった。

有明高原寮は、東京矯正管区の男子少年院であるため、原則として関東甲信越の家庭裁判所から送致された男子少年を収容している。また、特修短期処遇の少年については、東京矯正管区のほか、札幌矯正管区、仙台矯正管区、名古屋矯正管区内の家庭裁判所から送致された男子少年も収容している。

短期処遇で義務教育が修了していない場合、短期教科教育課程（S E）を開設する施設である駿府学園（静岡県静岡市葵区）に收容されるため、短期処遇で中学生の少年は有明高原寮に收容されない。特修短期処遇の場合、中学生の少年が有明高原寮に收容されることがありうる。

有明高原寮における処遇の紹介としては、伊藤広史「自然環境の教育力を活かした指導」『矯正教育の方法と展開——現場からの実践理論——』（矯正協会、二〇〇六）四九九頁以下などがある。

まず、施設の概要や処遇の内容などをまとめたDVDを観た後、次長の案内で院内の見学を行ない、その後、質疑応答の時間が設けられた。

## 二、処遇の内容

有明高原寮の定員は、六〇名であるが、見学当日の收容者数は一二名であり、收容率は二〇%となっている。

昭和四〇年代初めまでは收容者数が定員を超過することがあったものの、近年、そのようなことは生じていない。昭和六一年（一九八六年）以降、一日平均收容者数は四〇人（收容率六七%）を下回っており、近時二〇人（收容率三三%）前後で推移している。

被收容者のうち短期処遇の少年が特修短期処遇の少年よりも多い。見学日現在の内訳は、短期処遇九名、特修短期処遇三名である。

新入院者を送致事由別に見ると、窃盗、傷害が多い。暴走族の小規模化もあってか、道路交通法違反は減少傾向にある。覚せい剤取締法違反はほとんど見受けられない。

平成二二年（二〇〇九年）の新規入院者を決定家庭裁判所別に見ると、東京家庭裁判所が最も多く、東京近郊の家庭裁判所が大半を占めている。

仮退院までの教育期間は、短期処遇の場合が二〇週、特修短期処遇が一週である。

職員は、三〇歳代前半までの職員と五〇歳代の職員が大半を占めている。これは、小学校や中学校までの通学距離が長いなど、子育てに不便な場所であることが影響していると思われる。

矯正教育は、他の少年院同様、新入時教育、中間期教育、出院準備教育の三段階に分かれる。

有明高原寮における処遇の特色は、自然環境を活かした開放処遇という点にある。後述のように、施設は物的戒護の設備をほとんど有していない。そのため、入院後できる限り早い段階で少年が個別担任の教官との間にラポールを醸成できるよう配慮している。例えば、個別担任の教官と少年の二人だけで近隣の温泉に徒歩で散策しながら出掛ける温泉カウンセリングが必ず実施されている。

また、春と秋には近隣の高原への遠足や写生会、夏には北アルプスの燕岳（標高二七六三メートル）への登山やデイキャンプ、冬には近隣のスキー場におけるスキー教室などを実施している。

さらに、近隣の公共施設などでの奉仕作業が頻繁に実施されている。見学当日も新入時教育期間中の少年二人を除く全員が奉仕作業に出掛けていた。

直近の逃走事故は平成一八年（二〇〇六年）に発生している。

職業補導においては、小型車両系建設機械運転講習修了資格を希望者に取得させている。また、春から秋には施設内の農園や施設から数百メートル離れた場所に位置する農園で農園芸作業を実施している。冬季には屋内実科となり、木彫を行なう。

特修短期処遇の院外委嘱教育は、少年が自転車で通勤可能な近隣の特別養護老人ホームで実施している。車での送迎が必要な遠方にある惣菜工場で実施することもある。

教科教育においては、中学生の特修短期処遇の少年に対して、院内で授業を行なっている。これは、近隣に受け入れ可能な学校がないためである。

保健・体育においては、冬季は体育館で、冬季以外はグラウンドでランニングなどを行なっている。夏季には水泳を行なっている。マラソン大会、水泳大会を実施している。

特別活動においては、各種の行事を実施している。運動会は有明高原寮のグラウンドで地元自治会と長年に亘り合同で実施している。毎年二月には鐘の鳴る丘コンサートを地元の合唱団や合唱部とともに行なっている。なお、近隣の小学生の夏休み期間中のラジオ体操は有明高原寮のグラウンドで少年と合同で実施している。

医務課の常勤医師は内科医である。

被害者の視点を取り入れた教育として、ゲストスピーカーによる講話などを企画している。

保護者に対する措置（少年院法一二条の二）として、家庭寮における宿泊面会（親子合宿）を実施している。宿泊面会時には庁舎との間に鍵を掛け、家族だけの空間を作るようにしている。家族だけで近隣を散策することが認められている。食事は、食中毒等の危険性があるため、家族が調理することは認めておらず、院内の炊場で調理されたものを提供している。宿泊面会は少年のほとんどに対して実施されている。なお、通常の面会は一回三〇分程度で職員が立会する。東京近郊に居住する保護者が多いため、面会時間を延長するなどの配慮を行なっている。

また、年に四回、保護者会を開催し、グループワークを実施している。

特修短期処遇の少年は、週一回保護者との電話による通信（ふれあい通信）が認められている。通常、土曜日又は日曜日の午前中にコレクトコールにより電話をしている。電話を掛ける時刻の調整が必要である。

家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所とともに処遇検討会を行なっている。他の少年院においては、通例、少年の出院後に検討がなされるのに対して、有明高原寮では、少年の在院中に行なわれるのが特徴である。審判を行なった裁判官が少年と面接をして少年の変化を確認することができ、処分決定や処遇勧告が適切であったかを検証することができる。また、帰住環境に関する情報を保護観察所から提供してもらうことにより少年院が出院準備期の少年の処遇に役立たせることができる。

### 三、施設の様子

施設の敷地の周囲にはフェンスや壁がなく、周囲の自然に溶け込んでいる。隣地との境界は低い生け垣であった。他の施設において戒護区域に当たる空間と非戒護区域に当たる空間であっても施錠や分隔等はされていない。こうした状況に加えて、矯正施設には見えないような外観や雰囲気のため、「観光客の皆様にはお願い。ここは法務省の施設です。御用の無い方の立ち入り及び写真撮影等は、御遠慮ください。なお、鐘の鳴る丘集会所は、この坂を下った交差点を右側に進み、約三〇〇メートル先の右側に資料館と共に存在しております」との案内板が施設入口に立てられていた。

施設の入口左側に位置するグラウンドも低い柵があるものの、出入りは容易であるように感じた。

庁舎内には面会室があった。保護者の理解を促進するため、有明高原寮の処遇の紹介がなされていた。庁舎には医務室などもあった。

また、庁舎内には宿泊面会に利用される家庭寮があった。家庭寮は二部屋あり、一度に二家族が利用可能であるが、最近は一 가족ずつ利用するようにしているとのことであった。家庭寮内には風呂と台所があった。前述の通り、近時、家族による調理を認めておらず、台所は利用されていないとのことであった。家庭寮には庁舎との出入口のほかには玄関があり、利用時は家族に施錠させているとのことであった。

教育棟には、木彫のための作業室や図書室などがあった。図書は廊下の棚にも並べられていた。図書は小説の文庫本なども多く、少年の年齢相応のレベルであると思われた。

教育棟の横には農園があり、野菜等が栽培されていた。山に近く、サルやカモシカが出没して野菜等を荒らすため、ネットが嚴重に掛けられていた。施設から数百メートル離れた場所に位置する農園にも同様にネットが掛けられていた。

各寮の入口付近には教官室があるものの、日中は入口の施錠をしておらず、入口の扉にチャイムが設置されているだけであった。

また、単独寮の居室の窓には鉄格子が設けられているものの、集団寮の居室の窓には鉄格子がなかった。集団寮は四人部屋であった。いずれも、冬季の寒さ対策のため、窓は二重窓となっていた。各部屋にはヒーターが設置されていた。ベッドはいずれも畳敷きであった。新入時教育期の特修短期処遇の二人の少年がホールで授業を受けていた。

体育館にはヒーターがあり、行事などの際に利用することであった。

芝生敷きの中庭は、朝礼などに利用していることであった。それほど広くないものの、収容率が低いため、十分な広さであった。

プールは一五メートル程度の小さなものであった。

#### 四、感想

物的戒護の設備がほとんどなく、逃走事故のリスクや誘惑を皆無にすることはできない。また、物的戒護の設備がないことは、逃走事故のリスクがあるだけでなく、外部からの侵入のリスクも抱えている。これらを踏まえれば、全ての少年に適した施設ではないだろう。少年が開放処遇に適するか否かを適切に判断する必要がある。また、できる限り早い段階で法務教官と少年が信頼関係を構築するとともに、十分な行動観察を行なう必要性が高いと考えられる。

大半の少年の出身地である東京近郊と比べれば、自然環境に恵まれていることは明らかである。落ち着いた空間へと場を変えることにより、内省を深めることができるように思われた。

自治会を始めとする地域社会との関係が濃密であると感じた。帰途のタクシーで高齢の運転手の方にお話を伺ったところ、幼少の頃から收容中の少年との交流が当たり前のこととして続いており、稀に逃走事故が発生しても有明高原寮の存在を忌避することはないとのことであった。少年院の処遇に対する信頼感を語っておられたのが印象的であった。有明高原寮における処遇の状況を地域が肌で感じるにより、非行少年像がモンスター化していないことが窺われた。都市部では見られなくなっている濃密な人

間関係に触れることも少年にはよい効果を与えうると感じられた。一方で、地域社会の過疎化と高齢化が進んでおり、地域社会の側の良好な関係の担い手が失われていくという難しい問題を抱えていることが懸念される。

特修短期処遇については、集団処遇が困難となってきたており、保護観察や家庭裁判所の試験観察との役割分担が再考されるべき時期に来ていることを痛感した。

\* 御多忙の折、見学のお世話をいただいた次長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。